



鳥取県公報

平成 23 年 2 月 15 日 (火)
第 8 2 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (70) (障がい福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (71) (〃) 2
	土地収用法による土地の立入り (72) (技術企画課) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (73) (東部総合事務所県民局) 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (74) (〃) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (75) (八頭総合事務所県民局) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止 (76) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (77) (〃) 5
◇ 選管告示	鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者 (3) 5
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 8

告 示

鳥取県告示第70号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科	じん臓機能障害	尾崎 舞	鳥取市湖山町北二丁目555 医療法人社団尾崎病院
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	日向 信之	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	武中 篤	〃
リハビリテーション科	平衡機能障害 そしゃく機能障害	片桐 浩史	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター

鳥取県告示第71号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社キンタカ 代表取締役 金高 拓夫	西伯郡大山町末長 262-3	うなばら薬局	西伯郡日吉津村日吉津 1582-1	育成医療、更生医療、精神 通院医療	平成23年2月1日

鳥取県告示第72号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
中国電力株式会社
- 2 事業の種類

特別高圧架空電線路 鳥取線No. 39～42鉄塔建替工事に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市青谷町桑原字荒神元及び字下前田、青谷町澄水字上湯棚、字経塚、字村内、字前田及び字澄谷、青谷町楠根字澄谷、字寺屋敷、字船尾、字山根、字上早稲谷、字下早稲谷及び字早稲谷並びに青谷町紙屋字早稲谷及び字東山

4 立ち入ろうとする期間

平成23年3月1日から同年7月31日まで

鳥取県告示第73号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年4月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年2月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成23年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 I Tサポート研究所

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

坂本 拓也

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市国府町新通り三丁目330-202

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、I Tに関するトータルサポート事業を実施しながら、I Tを活用しての子育てに関する様々な問題、中山間地域の様々な問題等に取り組み、解決を目指す事を目的とする。

鳥取県告示第74号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成23年4月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年2月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成23年2月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 B. F. Oじげ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

原田 広太郎

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町青谷3853-8
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取市民が、老若男女を問わず、健康で文化的な生活をおくることのできる町づくりに関する事業を行い、もって人々が心身共に豊に、暮らせる社会実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事務所、目的、特定非営利活動の種類、事業、会員の種別及び残余財産の帰属

鳥取県告示第75号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年4月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年2月15日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成23年2月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人若桜
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
杉本 昭夫
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜396
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、経済活動の活性化を促す為に、福祉サービス事業を中心に、職業能力の開発習得に努め、仕事量を拡大し収入の増加を図ると共に、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障がい者の自立と地域や社会活動の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社さくらケアサポート	さくらデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎七丁目24-25	平成23年1月28日	通所介護

鳥取県告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社さくらケアサポート	さくらデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎七丁目24-25	平成23年1月28日	介護予防通所介護

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第3号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第6項の規定により、鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めたので告示する。

平成23年2月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者
日本放送協会鳥取放送局
株式会社山陰放送
山陰中央テレビジョン放送株式会社
日本海テレビジョン放送株式会社

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年2月15日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成23年5月20日（金）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験

平成23年6月25日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成23年4月18日（月）から同月22日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書

面（6の（2）に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し）

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年2月15日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成23年5月20日（金）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成23年7月9日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成23年4月18日（月）から同月22日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(3) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月15日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

検査室機器に係る試薬及び消耗品 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法

入札金額は、入札説明書で示す仕様書（以下「仕様書」という。）別紙4に掲げる検査項目及びその想定件数に基づき、履行期間中に必要となる仕様書別紙1に掲げる試薬及び仕様書別紙2に掲げる消耗品の合計額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、履行期間満了後、履行期間中の実際の検査実施件数と想定件数とに差異が生じた場合は、仕様書に示すとおり契約金額を修正するものとする。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が薬品類に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年2月28日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成23年2月15日（火）から同年3月28日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成18年4月1日以降に病床数200以上の病院から受注した本調達内容と同程度以上と認められる内容の業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

オ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからウまでのすべての要件に該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のエの要件に該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課物流管理担当

電話 0857-26-2271 (内線2212)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成23年2月15日(火)から同年3月7日(月)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=78429>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成23年2月15日(火)から同年3月7日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年3月28日(月)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立中央病院大会議室(本館1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成23年3月11日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であつて、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告において示した調達案件に係る県の平成23年度当初予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Reagent and Articles of consumption for Clinical Laboratory Test, 1 set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 11 March, 2011

(3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 28 March, 2011

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12 : 00 noon, 28 March, 2011

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271 ex. 2212